

令和6年度 第3回 埼玉県少子化対策協議会議事録

日時:令和7年3月18日(火)

10:00~11:30

方法:Teams

1 開会

2 挨拶

埼玉県福祉部こども政策課長

埼玉県こども政策課長の黒澤でございます。本日はお忙しいところ令和6年度第3回埼玉県少子化対策協議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃より本県の少子化対策や子育て支援施策に御理解と御協力を賜っておりまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて本日は、今年度協議会で実施したワーキンググループについて、県の令和7年度事業などについての御説明と意見交換をさせていただきたく、この協議会を開催することといたしました。

現在県議会では2月定例会が開会中ですが、令和7年度埼玉県一般会計予算や埼玉県こども・若者計画の策定についての議案を審議いただいているところです。

市町村の皆様におかれましても、多くのところで、令和7年度を始期とした市町村こども計画を策定していると伺っております。また、令和7年度における事業の実施に向けた準備等に取り組まれていることと存じます。

本日の会議を含め、こうした機会を通じて市町村の皆様と課題意識を共有できるようにいたしまして、県民サービスの一層の向上に努めていきたいと考えております。本日の協議会におきましても、市町村の皆様からぜひ積極的に御意見や御質問をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

3 議題

議題(1) ワーキンググループの報告 ①待機児童対策協議会

資料(1)①について、こども支援課保育政策担当松井主幹から説明

待機児童対策協議会の開催報告をいたします。

まず、最新の本県の保育所等の待機児童数は、令和6年4月1日時点で241人と、前年比で106人減少しております。数年前までは1000人を超えていたことからしますと、近年の市町村が行う保育所、認定こども園等の整備、保育士不足対策などの成果ではないかと思っております。改めて、市

町村の皆様には感謝を申し上げたいと思います。

さて、待機児童対策協議会ですが、この協議会は待機児童に関する市町村の取り組みを支援するために設置されており、毎年度 1 回開催しております。

基本的にはすべての市町村は参加できますが、待機児童解消に向けた取り組みの共有というところで、一定数の待機児童数がある市町村、待機児童解消の取り組みに対して、国の財政支援を受けたい市町村に参加いただいているところです。今年度につきましては先月の 2 月 17 日にオンラインで開催し、16 の市町に御参加いただきました。

会議では、まず県から埼玉県待機児童対策協議会における「保育の受け皿整備」に関する KPI について説明いたしました。施設整備に係る国の交付金のかさ上げの適用を受けるためには、「保育の受け皿整備」について達成すべき成果目標である KPI を定める必要があるため、協議会において毎年 KPI を設定しておりました。

令和 7 年度につきましては、昨年 12 月にこども家庭庁から国の財政支援の見直しが示され、令和 7 年度から保育所等改修費等支援事業及び都市部における保育所等賃借料支援事業のかさ上げが廃止されることとなったため、「保育の受け皿整備」の達成すべき成果目標である KPI の設定は行わないこととした旨の報告をさせていただきました。

次に、保育所等利用待機児童数調査の留意事項を御説明し、最後にさいたま市と八潮市から待機児童対策の取り組みや考え方について御説明をいただきました。

さいたま市からは近年の傾向として、地域型保育事業所の空きが増えていることの要因分析と、保留児童の減少にも繋がる可能性のある地域型保育事業所の活用を推進していく旨の御説明がありました。

八潮市からは、保育士不足の要因分析を踏まえ、近隣市と同水準になるよう保育士の処遇改善を行っている旨の御説明がありました。

保育所待機児童対策については、国から新たな方向性も示されており、待機児童対策協議会の内容などについては今後検討していきたいと思っております。

議題(1) ワーキンググループの報告 ②子育て支援

資料(1)②について、こども支援課放課後児童クラブ担当佐渡主任から説明

ワーキング報告の中の子育て支援の部分につきまして御報告を申し上げます。資料の左半分から御説明いたします。

まず日時、実施方法につきまして、令和 6 年 11 月 25 日 月曜日の午後にオンラインで開催いたしました。参加者につきましては 17 市町の 27 名の方にお集まりいただきました。

なお、資料の右半分にございますとおり、県の概要説明とグループワークの二部構成で行いましたが、この 27 名というのは、後半のグループワークに御参加いただいた人数でございまして、前半の県の概要説明に御参加いただいた方は 50 名いらっしゃいました。

続いて、テーマについてですが、今年度は「朝のこどもの居場所づくり」を取り上げました。小学校への登校時間が保育所の預かり開始時間より遅いことによる、いわゆる「朝の小一の壁」の解消に向けて、小学校開始前に朝の時間のこどもの預かり事業を実施する自治体というのが全国で増えてきています。こういった状況の中で、本県において、朝のこどもの居場所づくりに対する保護者からのニーズはどのようになっているのか。また、実施する場合にどのような課題が考えられるのかについて検討することを目的にワーキングを行いました。

それではワーキングの内容について説明いたします。資料の右半分を御覧ください。

先ほども申しあげましたとおり、前半に県の概要説明を行い、後半にグループワークを行いました。

まず、県の概要説明で御説明させていただいた内容について申し上げます。

ニュース報道や県議会令和6年6月定例会の一般質問において「朝の小1の壁」について取り上げられましたため、社会的な要請が高まっているという状況がございます。

一方で、令和6年6月に県が市町村向けに行った調査の結果では、ほとんどの市町村において、朝の居場所のニーズの把握や実施検討をしていないということがわかりました。

また、市町村からは「予算措置をして欲しい」「他自治体の事例の情報提供をして欲しい」といった要望等がございました。

先行事例といたしまして、大阪府豊中市の午前7時からの小学校の校門開放について、実施経緯や実施方法、実施状況を御紹介いたしました。実際にこども支援課の担当者が視察に赴きまして、伺ったお話等を踏まえて御説明をさせていただいたところです。

さらに今年度県こども支援課が県内の小1、小4保護者向けに行った「放課後と夏休み等の過ごし方調査」の速報についても御紹介いたしました。

この「放課後と夏休み等の過ごし方調査」につきましては、事前に御質問をいただいております。質問につきましては、「各自治体の確定値の提供について」ということとございますけれども、そちらについては提供させていただく予定でございます。調査結果については現在集計中でございます。

続いて下半分のグループワークについて御説明いたします。

3名から5名ずつ5つのグループに分けて意見交換を行いました。

グループワークで寄せられた主な意見はといたしましては、資料の「(2)グループワーク」の欄にあるとおりです。読み上げますと、

・「市民からの問い合わせ等はほとんどなくニーズを把握していない」「県の放課後と夏休み等の過ごし方調査で潜在的なニーズがあることがわかり驚いた」「正式な調査結果をもとに検討したい」

・複数の市町村において、議会での一般質問があった。

・また、今後実施する場合は、どの部署が担当となるかについて、教育委員会と福祉部局、またはこ

ども部局等とで調整が必要。

・また、実施場所は小学校の余裕教室や体育館等が想定されるため、小学校との調整も不可欠である。教員の負担にならない実施方法の検討が必要である。

・人材については、教員や放課後児童クラブ職員ではなく、ボランティアやシルバー人材など、別途確保が必要と考える。

・ファミリーサポートセンター事業などで、代替が可能と考える。

このような御意見をいただきました。

このワーキングを行った 11 月の時点では朝のこどもの居場所づくりの事業を県が予算化するかどうかについて検討段階でございましたが、報道にもありましたとおり、令和 7 年度当初予算にて予算化いたしましたので、この場で御報告いたします。

議題(1) ワーキンググループの報告 ③結婚新生活支援事業

資料(1)③について、こども政策課政策推進担当関根主幹から説明

結婚新生活支援事業のワーキンググループの報告をさせていただきます。資料(1)③を御覧ください。

令和 6 年 10 月 22 日に Web 形式にて結婚新生活支援事業ワーキンググループを開催いたしました。

第一部では県内全市町村を対象に、令和 7 年度も引き続き県として国からの補助率が 2 分の 1 から 3 分の 2 に向上する「都道府県主導型連携コース」を実施予定であること、また連携コースを活用するために、県として実施を予定している事業の内容と活用予定の国のメニューについて共有いたしました。

その説明の中で「地域の結婚支援ボランティア・事業者等活用した伴走型支援」の充実及び「結婚支援コンシェルジュ事業」について、国の交付金を活用して引き続き実施することとお伝えいたしました。

また、第二部では令和 6 年度に「都道府県主導型市町村連携コース」に参加している市町から取り組みや課題について共有をしていただきました。また、質疑及び回答内容の共有を行いました。

これらの結果、令和 7 年度は結婚新生活支援事業については、「都道府県主導型市町村連携コース」が 11 団体、「一般コース」が 6 団体参加予定となりました。

また、結婚新生活支援事業とは別に、国の交付金のうち、地域少子化対策重点推進事業を活用する団体も 8 団体となり、年々増加をしております。国の交付金を活用予定の団体におかれましては、庁内調整、事務処理等に御対応いただきまして誠にありがとうございます。

なお本事業は少子化対策、経済的な不安の軽減を主な目的としております。県民の方から「〇〇市では結婚新生活支援事業の補助金は実施していないのですか」という問い合わせも年々増加しているところでございます。来年度参加予定のない皆様におかれましても、ぜひ今後活用を積極的

に御検討いただければと思います。

御不明な点などありましたら、お気軽にこども政策課まで御相談ください。

議題(2)こどもの居場所づくりにおける令和7年度国庫補助事業の活用について

資料(2)について、こども支援課こどもの居場所担当若林主幹から説明

はじめに「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」について説明いたします。

この事業は、自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築に必要な事業に対して補助するものでして、令和6年度から8年度までの実施事業となります。

「事業の概要」(1)は、こどもの居場所の有無や運営状況に関する実態調査やこどもたちがどんな居場所を求めているかのニーズ調査事業に対する補助、(2)はこどもの居場所のポータルサイトのマップの制作、人材発掘のシンポジウム等のイベント実施に対する補助、(3)は居場所づくりに関する中間支援、ユースを中心とした居場所づくりなど、モデル的なこどもの居場所事業に対する補助になります。

補助率は資料の下の方「実施主体等」に記載のとおりでございます。

なお、本事業は令和6年度補正予算となっておりますが、本事業の予算の残りは令和7年度に繰り越すことで聞いておるところです。

また、すでに御案内のとおり、先ほどの(3)のモデル事業につきましてはすでに応募終了しております、(1)及び(2)については4月から5月ごろの応募が予定されているところになります。

次のページをお願いします。こちらは「こどもの居場所づくり支援体制の構築等に必要なコーディネーターを配置する事業」になります。令和7年度事業の要綱はまだ共有されておりませんので、今年度ベースでお話をさせていただきます。

こちらは地域ニーズの把握ですとか、こどもを居場所につなげたいこどもに関するコーディネートとか、居場所に関する地域資源を把握し、居場所同士や関係機関等をつなげるネットワークを形成するなど、居場所に関するコーディネートをを行う人材の配置についての補助事業になります。

こちら補助率は資料を下の方「実施主体等」に記載のとおりです。

先ほどの「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」(1)(2)と同様に、こちらの事業につきましても4月から5月に交付申請開始となる予定となっております。

次のページをお願いします。こちらは「地域こどもの生活支援強化事業」についてです。こちら、まだ令和7年度事業の要望は承認されておりませんので、今年度ベースでお話をさせていただきます。

こちらは地域の様々な場所を活用して、安心安全で気軽に立ち寄ることもできる食事等の提供場所を設けることで、支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の必要な支援につなげることを目

的とした事業になります。

具体的には「事業の概要」欄に記載がありますとおり、こども食堂や学習支援、遊び体験、こども用品の提供などを行う事業や、公民館などでの既存施設でのこどもの居場所等の立ち上げの支援や備品購入等の事業、相談窓口の設置やコーディネーターの配置など、地域でこどもを支援するための仕組みづくりを行う事業になります。

補助率は資料下の方「実施主体等」に記載のとおりです。

スケジュールについてですが、現時点で特段国の方から示されてはいないのですが、例年同様 7 月から 8 月ごろが申請時期と思われます。居場所団体への補助金として活用できるため、例年複数の市町村に活用いただいているところです。

最後に「地域ネットワーク」について御説明します。地域ネットワークとは、この資料にありますとおり、こどもの居場所団体が繋がり、情報交換や物資の共有などを行うプラットフォームのことで、こどもの居場所を地域で支えるこの地域ネットワークが立ち上がることで、こどもの居場所団体の運営がより活発になるとともに、安定的な運営が可能となります。

次のページをお願いします。

地域ネットワークのメリットは、こちらの資料に記載のとおりでして、ネットワーク内の情報共有や情報交換ができることはもとより、物資の受け入れ、輸送・保管の共同化にも繋がるなど、こどもの居場所団体運営の活発化と安定化に繋がるものです。

この地域ネットワークは、令和 6 年 9 月末時点で 27 の市町で県内ネットワークが設立されています。そして現在県議会で審議中の埼玉県こども・若者計画において、この地域ネットワークが令和 11 年度末までに全市町村で設置されることを目標としているところでございます。

今年度、県ではネットワークの新規立ち上げのノウハウや活動状況、企業との連携といった好事例を紹介するスタートブックを作成し、各市町村に展開させていただいたところですので、改めて参考にさせていただければと思います。

また、先ほど御紹介しました国の補助金の「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」や「地域こどもの生活支援強化事業」におきまして、地域ネットワークの設置や運営における事業を行う際、補助が受けられることとなっております。ネットワークとの連携はこどもの居場所づくりにおいて重要になってくると考えておきまして、県も引き続き地域ネットワークが設置・運営されていくように、研修会ですとか交流会などを開催していく予定でございます。国や県の事業を活用していただきながら、地域ネットワークの設置や連携を積極的に進めていただければと思います。

議題(3)放課後児童対策等について

資料(3)について、こども支援課放課後児童クラブ担当新田主幹から説明

放課後児童対策等について説明をさせていただきます。

令和 6 年 12 月末に、こども家庭庁から令和 6 年 5 月 1 日時点での放課後児童クラブの実施状況調査の結果が公表されました。

令和 6 年 5 月 1 日時点で埼玉県における放課後児童クラブの状況は、皆様の御尽力もあり、支援単位数が 2,112 と前年度比 97 の増、登録児童室については 8 万 2,787 人、前年度比 3,770 人の増となっていました。

その一方、放課後児童クラブの利用申し込みが登録できなかった、いわゆる待機児童数ですが、2,132 人と前年比 251 人の増でございました。

都道府県別に見ると、東京都の 3,731 人に次いで全国ワースト 2 位であり、ワースト 3 位の千葉県の 1,181 人と比較しても 951 人多い状況でございました。

また市町村別に見ても、埼玉県内の市町村がワースト一位、二位という状況でありました。

こうしたことから、令和 7 年度当初予算においても引き続き、放課後児童クラブの充実のための予算を約 89 億 9,000 万円計上させていただいております。

本資料の中で「新規」と書かれた(1)放課後児童クラブ職員の確保支援については、後程「議題(6)」でお話をさせていただきます。

(2)放課後児童クラブの運営費、整備費等の補助については、今年度運営費の補助要件において常勤の放課後児童支援員を 2 人以上配置した場合の補助が創設され、大幅に運営費の補助基準額が引き上げられたため、予算額も大幅に増額させていただいております。各市町村においても予算措置の方をお願いしたいと思っております。

また、放課後児童支援員の確保のため、国においては処遇改善に係る補助メニューとして、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」、「放課後児童支援員等処遇改善事業(月額 9,000 円相当賃金改善)」の 3 つがございます。

すでにこの補助金を活用されている市町村があるかと思いますが、まだ未活用のメニューもあるかと思っております。放課後児童支援員の確保のために、処遇改善は重要でありますので、積極的な活用をお願いします。

また令和 6 年 12 月 27 日付でこども家庭庁から「放課後児童クラブにおける開所時間についての考え方について」が通知されております。開所時間というのは一般的に学校の授業が行われていない時間で放課後児童クラブの運営に関する会議や打ち合わせ、保護者等との連絡調整等の開所時間の前後に必要な準備の時間を除くと明記されました。

このことにより、長時間開所加算の要件の 1 つである開所時間が 1 日 6 時間を超える場合というのが、現実的には難しいものとなったと思われます。令和 7 年度から長時間開所加算の要件が変更となると聞いていますが、令和 6 年度の補助金においては、長時間開所加算の要件が変更されないことから、令和 6 年度の長時間対象加算の申請にあたっては十分注意をお願いします。

また、放課後児童クラブに関する条例や運営規定に定める開所時間が、先ほど申し上げた一般的には学校の授業が行われていない時間で準備時間を除くとされていますので、必要に応じて条例や運営規定の改正をお願いしたいと思います。

続いて「(3)放課後児童クラブの待機児童解消への支援」ということで、居場所緊急事業を実施させていただいております。放課後児童クラブの待機児童が多い市町村では、積極的な活用をお願いしたいと思います。

事前質疑として、さいたま市から「放課後児童クラブの整備促進及び小学校の余裕教室など、学校施設の一層の活用に向けて、知事部局では教育委員会へどのような働きかけをしているのか教えてください」といただいております。

埼玉県では令和 7 年 1 月に埼玉県都市教育長協議会及び埼玉県町村教育長会の総会において、こども支援課長から直接、市町村の教育委員会教育長に対して学校施設活用の関係でお願いしております。

また、市町村教育委員会事務局職員研究協議会においても、市町村の教育委員会事務局職員に対して担当からお願いをしているところです。

議題(4)障害児保育事業について

資料(4)について、こども支援課友田副課長から説明

県の障害児保育事業の廃止に伴う市町村における障害児保育に係る事業の実施について、今一度お願いしたく、お時間を頂戴いたしました。資料はございません。

過日、7 月 10 日に開催された令和 6 年度第 1 回少子化対策協議会において、県の単独補助事業で実施している障害者保育事業について説明いたしました件でございます。中軽度の障害児を対象に 3 人につき 1 人以上保育士を加配するという県の独自単独事業でございますが、こちらについては令和 7 年度までの事業とし、令和 8 年度に廃止する旨の御説明をしたところでございます。

県の単独補助事業の廃止に当たりまして、障害児保育にかかる費用が国から市町村に対し、地方交付税として財源措置がなされているということから、令和 8 年度以降につきましては、市町村において地方交付税を活用した市町村の単独補助事業の実施をお願いしているところでございます。

県では市町村保育担当課向けへの説明会だけではなく、10 月 1 日に市町村財政担当課にも御理解をいただく必要があるという趣旨で、市町村財政講習会においても同じ内容を御説明させていただいたところです。

現在県単独補助事業のみ実施している市町村がございますが、令和 8 年度以降も障害児への支援が継続できるよう、市町村単独補助事業の検討が進められていると伺っております。

障害児保育にかかる費用については、地方交付税措置として障害児 1 人当たり年間約 163 万

円、月額に換算すると約 13 万 5,000 円が国から市町村へ財源措置されております。

令和 6 年 12 月 5 日付子ども家庭庁の事務連絡におきましても、「各市区町村におかれては、概ね障害児 2 人に対し保育士 1 人の配置を標準としつつ、障害のあるこどもの状況等に適切に職員を配置し、引き続き障害児保育を推進していただくようお願いしております」と記載がございました。

引き続き、各市町村におかれましては、令和 8 年度以降も円滑に障害児保育事業を実施するため、新たな事業制度の検討や予算要求など、令和 8 年度に向けた御対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、保育団体や県議会からも、すべての市町村において令和 8 年度以降も障害児保育が実施できるよう、県は市町村をしっかり支援して欲しいというお話がございました。

すべての市町村が地方交付税を活用した障害児保育に係る市町村単独事業を実施できるよう、引き続きあらゆる機会をとらえてお願ひしていきたくてお願ひしておりますので、何卒御協力のほどよろしくお願ひいたします。

最後に、さいたま市と上尾市から事前質問をいただいております。「障害児教育に係る各自治体の取り組み内容の情報やガイドラインの作成などの必要性について県の見解について教えて欲しい」という御質問についてお答えを申し上げます。

県といたしましても、各市町村の取り組みを情報共有することは大変重要であると考えております。

令和 5 年度に市町村との意見交換を実施しましたが「大変有意義であった」「参考になる」という御意見をちょうだいしているところでございます。

つきましては、来年度、市町村との意見交換の機会を設けて情報共有をするなど考えておりますので、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

また、さいたま市と上尾市からの事前質問「東京都で第 2 子保育料無償化を実施しているが、埼玉県として、子育て世帯の経済的負担軽減について東京都と他県で格差が生じていることに鑑み、第 2 子無償化事業の検討はされているのか」にお答えいたします。

県では今のところ、第 2 子保育料無償化事業の検討は行っておりません。ゼロから 2 歳の保育料無償化は、ナショナルミニマムとして国が実施すべきという考えのため、知事から特命大臣の方に直接要望や全国知事会等を通じて 0 から 2 歳の保育料無償化についても要望を行っており、来年度以降も続き要望をして参りたいと思ひます。

議題(5)子育てファミリー応援事業について

資料(5)について、子ども支援課保育政策担当松井主幹から説明

子育てファミリー応援事業につきまして御説明いたします。まず、少子化対策の推進につきまして

は日頃格別の御協力をいただき厚く御礼を申し上げます。資料は「議題(5)」を御覧ください。

令和7年度の子育てファミリー応援事業は2月27日に通知したとおり、令和7年3月31日までに出生した世帯まで配布を終了いたします。つきましては、令和7年4月1日以降に出生した世帯へはチラシ兼申請書の配布をしないようお願いいたします。

事業見直しの整理としましては第2回少子化対策協議会でもお伝えしたとおりでございます。

詳細につきましては事前に配布した資料を御覧ください。

事業廃止に伴い申請期限を2つとおり設けます。

まず令和7年1月1日までの出生のお子様につきましては通常どおり、誕生日の前日までを申請期限とし、令和7年1月2日から令和7年3月31日出生のお子様につきましては、一律で令和7年12月31日までとします。

つきましては各市町村の皆様には、ホームページ、広報誌へ申請期限を掲載している場合は、お子様の1歳の誕生日の前日まで、令和7年1月2日から令和7年3月31日生まれのお子様は令和7年12月31日までに統一をお願いいたします。

また、今画面に投影しているチラシを、令和7年の委託業者から各市町村へ配布を検討しておりますので御活用いただきたいと思っております。

また各市町村から問い合わせがございましたので、この場をお借りしまして回答したいと思います。

まずフォローアップの実施時期、実施期間についてです。

現在は県から各市町村申請可能となった月から6ヶ月後時点の申請者リストを送付し、各市町村から申請されていない世帯へフォローアップしていただいております。来年度の県の方針は、フォローアップの前倒しはせずに例年とおりのスキームで実施を考えております。

令和6年12月生まれまでの方は今までとおりに問題ないですが、令和7年1月以降のお生まれの方は注意が必要となります。

例えば令和7年1月生まれの方で、令和7年7月時点で未申請の方に対しては、令和7年7月に県から市町村にリストを送付します。7月から9月15日の間に市町村から手紙の郵送等で申請を促すフォローアップをしていただくこととなります。その際に令和7年12月31日までの申請期限になったことを御連絡いただければと思います。

その他、健診の際にお知らせされている市町村もあると聞いておりますけれども、令和7年1月から3月生まれの方の未申請者に対し、申請期限の変更が伝わりますよう御配慮をお願いします。

フォローアップの実施期間は昨年度と同様に、県からリストの提供2ヶ月後の15日までに報告、以後毎月報告として最終報告は1月を予定しております。最終報告は12月末時点のフォローアップ件数の御報告をお願いいたします。

次に「申請期限の変更に関する説明について、申請者の理解が得られるような具体的な説明方法について伺いたい」という御質問がありました。

これにつきましては、県の委託契約の関係上 12 月 31 日までの申請となったと御回答いただき、県を御案内いただければと思います。県の問い合わせ先ですが、こども支援課の代表電話番号「0488303330」です。

また、「申請期限の変更に係る周知について、埼玉県としてはどのような周知を予定しているのか」という御質問をいただいております。

これにつきましては県では 4 月 1 日からホームページで申請期限の変更を周知いたします。他に 4 月中に県公式 LINE で申請期限の周知を図ります。

最後になりますが「市町村の広報誌ホームページで当事業を掲載するとき、問い合わせ先はどこを掲載したらよいか」という御質問いただいております。

これにつきましては各市町村の担当部署及び埼玉県こども支援課 2 つを掲載していただきたいと考えております。県のこども支援課の連絡が先ほど申し上げた支援課の代表番号「0488303330」です。

以上で説明を終わらせていただきます。御不明点等ございましたら、子育てファミリー応援事業の関係でやりとりさせていただいているメールアドレスへお問い合わせいただければと思います。念のためアドレスを上げると、「a3330-06@pref.saitama.lg.jp」です。よろしくお願いいたします。

議題(6)県の令和7年度新規・拡充事業の説明①保育士保育料特別貸付事業について

資料(6)①について、こども支援課保育政策担当友田副課長から説明

「保育士の確保・定着と保育の質の向上に向けた総合的取組の推進」のうち「新規」と「拡充」の事業について御説明いたします。

まず(1)保育士の復帰・復職のサポート 45,816 千円でございますが、これは国事業として、未就学児を持つ保育士が育児休業等から復帰または復職する場合に、当該保育士が支払う保育料の半額(上限 2 万 7000 円)を、最大 1 年間貸し付け、一定期間職務に従事することで返還を免除するという事業がございます。こちらの事務は埼玉県社会福祉協議会が担っております。

こちらの貸付期間ですが、今まで最大 1 年間であったものを、県独自事業として保育の無償化の対象となるまで延長することを考えております。

このことにより、保育料の心配から、育休からの復帰や復職をできるだけ後押ししようということで、早期復職の選択肢を持っていただくようになると考えてございます。

議題(6)県の令和7年度新規・拡充事業の説明②保育士確保推進事業について

資料(6)②について、こども支援課保育政策担当友田副課長から説明

続いて資料に「拡充」とあります「(2)保育士確保の推進」を御説明いたします。

これまで県では新卒の保育士の就職支援として20万円を就職準備金として貸付け、2年間勤務で返還免除とする県独自事業を実施しておりました。

この事業の利用者は平均と比較し離職率が低いことが確認できたことから、令和7年度はこの枠組みに加えて、3年間勤務で返還免除となる30万円コースを新たに創設したいと考えております。

さらに、県外から県内へ就職を呼びかけるインセンティブとするため、県外から転居を伴って、県内の保育所等に就職された方に対しては、10万円を加算することを考えております。これらの取り組みにより、保育士へ直接届く支援を充実させ、本県で働く保育士の処遇改善や早期離職の防止、安心して復帰・復職できる環境を整えていきたいと考えております。

なお、この2つの事業は現時点では来年度予算に計上しているということもあわせて、詳細につきましては、今県議会にて議論中でございます。新年度になってから改めて保育担当者様にお伝えしたいと思っておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

議題(6)県の令和7年度新規・拡充事業の説明③朝のこどもの居場所づくりモデル事業について

資料(6)③について、こども支援課放課後児童クラブ担当新田主幹から説明

朝のこどもの居場所のモデル事業について説明をさせていただきます。

子育て支援ワーキングでもテーマとして取り扱いました「朝のこいの壁」に対応するために、朝のこどもの居場所づくりモデル事業は令和7年度当初予算として500万円あまり計上させていただいております。

事前の質問をいただいておりますが、それを踏まえながら説明を進めさせていただきたいと思っております。

朝のこどもの居場所づくりに取り組む市町村に対して、県から補助を行う事業でございます。

実施場所については小学校敷地内を想定しております。

これは敷地外で行った場合に、朝のこどもの居場所から学校までの間移動が必要となりますことから、その際の安全の確保という面から、学校の敷地内を想定しているものです。

ただし、小学校の敷地外から学校までの移動の安全が確保できるということであれば、学校の敷地外に朝のこどもの居場所をつくるということも否定するものではありません。

また小学校の敷地内でも校舎の外ということであれば、雨や雪夏などの暑い日には、子どもたちが安心して過ごすのは難しいと思われるので、校舎内を想定しております。

ただ、実際に校舎内を使用するとなると、小学校との調整が必要となり、設備面やセキュリティ面などの課題も多くあると思われます。

補助額については1ヶ所当たり200万円を想定しておりまして、うち県が3分の2、市町村が3分の1を負担するという立て付けになっております。補助率については、来年度も再来年度も県3分の2、市町村3分の1でいきたいと考えておりますが、次年度以降の予算については、まだ確保されているものではありません。

一方で、県としても国に対して補助制度の設立等を求めていきたいと考えております。

補助率の考え方ですが、基本的に居場所づくりについては市町村が実施主体となると考えておりますが、本事業については、朝のこどもの居場所づくりに関する課題解決のための方法や成果を県として把握し、市町村へ横展開をたく、モデル事業としたことから、県の負担割合を3分の2とさせていただきます。

実施箇所数については、2市町村で、1市町村当たり2ヶ所を想定しております。

事業期間については2年間とさせていただきます。

考え方としては、1年目については朝のこどもの居場所の整備及び周知に要する期間として、2年目から本格稼働をして成果を図る必要があるからです。

その他の質問について事前にいただいていたものを回答させていただきます。

「実施の検討にあたっての需要をどのようにとらえているのでしょうか」という御質問がありましたが、埼玉県では、県内の公立小学校に通う1年生と4年生の保護者を対象に、令和6年9月中旬から10月下旬に、県で調査を行いました。御回答いただいた方のうち約2割の方が朝のこどもの居場所があれば利用したいと御回答いただいております。各市町村においても概ね同程度の希望があったという結果が出ております。

続きまして、「見守り員は朝のみの極めて短時間の勤務ということが想定されるが、こういった人材の活用を見込んでいるか、また実施形態は直営、委託のどちらを見込んでいるか」という御質問いただいております。

実施予定の自治体に対する質問が少し含まれておりますが、まだ実施が決まっているところではありませんので埼玉県から御回答させていただきます。先行する他県の事例では、警備会社やシルバー人材センター、地域のボランティアなどが見守り員を担っております。その他、放課後児童クラブの職員や学校応援団の担い手などが考えられるかと思えます。実施の形態について、直営、委託のいずれかを見込んでいるといった想定はありません。

朝のこどもの居場所づくりモデル事業についての説明は以上です。

議題(6)県の令和7年度新規・拡充事業の説明④放課後児童クラブ民間事業者参入・職員確保支援事業について

資料(6)④について、こども支援課放課後児童クラブ担当新田主幹から説明

「放課後児童クラブ民間事業者参入・、職員確保支援事業」について説明をさせていただきます。

こちらは国のポンチ絵を活用して説明をいたします。

国において、令和 6 年度の補正予算として生まれ、令和 7 年度予算に繰り越された事業であり、こちらを埼玉県として申請する予定でございます。趣旨としては、待機児童が生じていて、いまだ解消に至っていない都道府県及び市町村に対して、国から 10 分の 10 の補助により事業を実施するというものです。

資料の中段「事業の概要」のところを御覧ください。「具体的な取組例」に記載がありますが、埼玉県として取り組みたいと考えているのが民間事業者の参入を促すことです。これまで放課後児童クラブの運営に参入したことがない民間事業者等に積極的に参加していただけるよう、スタートブックのようなものを作っていきたいと考えております。

また、人材確保という観点から、放課後児童クラブの支援員の仕事をする魅力等について動画にまとめて、公開したいと考えております。

また、放課後児童支援員の就職フェアを実施し、放課後児童クラブと放課後児童支援員や放課後児童支援員を目指す方とのマッチングを行っていききたいと考えております。

各市町村での広報等も事業の成果を左右する部分でございますので、今後御協力をお願いできればと考えております。

議題(7)その他①こどものための教育・保育給付費負担金における職員状況の確認に係る注意喚起

資料(7)①について、こども支援課友田副課長から説明

「子どものための教育・保育給付費負担金における職員配置状況の確認に係る注意喚起について」お伝えいたします。

市町村保育担当課におかれては、毎月保育所等への給付費の支払いのために保育所等の職員配置状況の確認を行っていただいていると存じます。この度、県内の複数の市町村におかれまして、社会福祉法人の保育所とその関連施設で、同じ職員が複数の施設の職員名簿に記載されている事案が発生いたしました。市町村と県に確認したところ、給付費が過大に保育所に市は支払われたことが判明しておりまして、現在返還額の精査等を行っているところでございます。

具体的には、ある職員が保育所名簿に記載されていながら、実際には同じ社会福祉法人の子育て支援拠点や社会福祉施設、さらに当該法人の関連施設である学校法人の幼稚園に勤務しており、保育所での勤務実態がなかったことがございました。

また、保育所に併設されている子育て支援拠点と保育所との兼務職員の、各施設の勤務状況を客観的に示す書類がなく、適切な運営が確認できなかったということがございました。

保育士配置基準は、保育所で子どもたちを安全にお預かり保育するために設けられているものであり、書類上と実際の職員配置が異なるということはあってはならないという認識しております。

そこで、改めてお願いです。資料の「2 留意事項」を御覧ください。

まず、市町村において、保育所等の職員配置状況の確認を適切に行っていただきますようよろしくお願い申し上げます。特に、他の施設と兼務している職員については、各施設で勤務実績を記載した書類を提出させるなど、各施設での勤務時間が客観的に確認できるように対応をお願いしたいと思います。

また、子ども・子育て支援法に基づき、市町村が各施設に対し立入検査等を通じて提出される職員名簿と実際の配置状況があっているか、確認をお願いしたいと思います。

補足ですが、当該事案は県子ども支援課だけでなく、関係課や市町村保育担当課、子育て支援拠点担当課と多くの担当課と連携し、給付費だけでなく各施設の配置基準に問題がなかったかについても精査を進めておるところでございます。

市町村によっては保育士や保育所の担当課と子育て支援拠点あるいは幼稚園の担当課が異なる場合があって大変かとは思いますが、本通知に基づいて保育所等の配置状況を適切に把握していただき、給付費の適切な支給をお願いしたいと思います。

なお、たとえば幼稚園に勤務しているのに保育所に勤務しているなど、書類上あるいは交付金上不適な申請となっていた場合は巨額の返還が生じる可能性がありますので十分御留意いただけるようお願いしたいと思います。

ただいまの事案につきまして、本通知を会議終了後に市町村御担当者様宛にお送りさせていただきます。何かございましたら問い合わせをいただければと思います。

議題(7)その他②保育所等における重大な事故、見失い事故への注意喚起について

資料(7)②について、子ども支援課友田副課長から説明

「保育所等における重大な事故見失い事故への注意喚起について」お伝えいたします。こちら資料はございません。

昨年度も注意喚起の通知を発しておりますが、昨年の4月以降、園バスに関連した事故が2件、見失い事故が8件報告されております。

県に報告のあった事案を見ますと、公園から帰るときに人数確認ができていなかった、少し目を離れたものの出入口の鍵が閉まってなかったなど、職員との連携やチェック体制の見直しなどにより防げるものが多いかと思えます。今年度もあとわずかになってきておりますが、年度始めの人の入れ替えなどもありまして、職員間の連携が図りにくくなり事故の危険性も高まると思えます。特に園バス関連や見失い等は大きな事故に繋がる危険性の高い事案でございますので、管内の保育所等への注意喚起を市町村の方から行っていただければと思います。

また毎回のお願いで恐縮ですが、各市町村におかれましては、園からの事案発生を報告をいただきましたら、内容に不明な点があっても、なるべく早く県に一報いただけるようお願いいたします。大事故にしない事故への注意喚起については、引き続きよろしくお願いいたします。

4 質疑応答

(秩父市) 学童保育室の開所日数の考え方の通知は令和 6 年度から適用でよろしいでしょうか。

(埼玉県) 令和 6 年度から適用です。

5 閉会